また、地域における複数の事業者によるエネルギーの面的な利用、ＥＳＣＯ事業者等を積極的に活用することによるエネルギー消費効率の改善についても検討することが望ましい。

⑴・⑵　（略）

⑶　建設業

①　（略）

②　温室効果ガスの排出削減等に資する設備の使用方法

ア　発注者の意向に沿った建設時（建設機械の稼働等）のバイオマス等の排出係数が小さい燃料・再生可能エネルギー等の排出係数が小さい電力の活用

イ　発注者の意向に沿った製品単位の排出削減量が大きい建材等の活用

⑷～⑿　（略）

４　（略）

第２　日常生活における温室効果ガスの排出削減への寄与に係る措置に関する事項

１　日常生活用製品等の製造等を行う事業者が講ずべき一般的取組

事業者は、あらゆる事業活動に伴い温室効果ガスが排出されていること及び法の目的の達成のためにはそれぞれの事業者が責任を持って地球温暖化対策に取り組む必要があることに鑑み、日常生活用製品等の製造等に関し、温室効果ガスの排出削減等の適切かつ有効な実施を図るため、次のように取り組むよう努めること。

⑴　その利用等に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の製造等

①　事業者は、日常生活用製品等の製造等に当たっては、エネルギー消費効率が高いもの、再生可能エネルギーを活用したもの、排出係数がより小さい燃料等を使用しているもの、廃棄物の発生抑制、循環資源の利用及び循環的な利用その他のその利用等に伴う温室効果ガスの排出の量ができるだけ少ないものの製造等を行うよう努めること。

また、地域における複数の事業者によるエネルギーの面的な利用、ＥＳＣＯ事業者等を積極的に活用することによるエネルギー消費効率の改善についても検討することが望ましい。

⑴・⑵　（略）

⑶　建設業

①　（略）

（新設）

⑷～⑿　（略）

４　（略）

第２　日常生活における温室効果ガスの排出削減への寄与に係る措置に関する事項

１　日常生活用製品等の製造等を行う事業者が講ずべき一般的取組

事業者は、あらゆる事業活動に伴い温室効果ガスが排出されていること及び法の目的の達成のためにはそれぞれの事業者が責任を持って地球温暖化対策に取り組む必要があることに鑑み、日常生活用製品等の製造等に関し、温室効果ガスの排出削減等の適切かつ有効な実施を図るため、次のように取り組むよう努めること。

⑴　その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の製造等

①　事業者は、日常生活用製品等の製造等に当たっては、エネルギー消費効率が高いもの、再生可能エネルギーを活用したもの、排出係数がより小さい燃料等を使用しているもの、廃棄物の発生抑制、循環資源の利用及び循環的な利用その他のその利用に伴う温室効果ガスの排出の量ができるだけ少ないものの製造等を行うよう努めること。

②　事業者は、日常生活用製品等の製造等に当たっては、その利用等に伴う温室効果ガスの排出の量が少なくなるよう、カーボン・オフセット（自らの温室効果ガスの排出の量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減量・吸収量を購入すること等によりその排出量の全部又は一部を埋め合わせる活動をいう。以下同じ。）や、環境配慮行動へのポイント制度（温室効果ガスの排出削減等に資する製品又は役務の利用に基づき経済的価値を有する点数が消費者に付与され、当該点数が製品等と交換できる仕組みをいう。）等を活用することが望ましい。

⑵　日常生活用製品等の温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供等

①　事業者は、日常生活用製品等について、当該日常生活用製品等の環境性能若しくはその認証等を表示する標章又はカーボンフットプリント、削減実績量、削減貢献量等の「見える化」の活用により、その利用等に伴う温室効果ガスの排出の量及び排出の量の削減効果、温室効果ガスの排出の量の少ない利用方法等について、当該日常生活用製品等への貼付、陳列棚やレシートにおける表示、インターネット等を通じた情報の提供を行うよう努めること。事業者は、カーボンフットプリント等の算定及び表示に当たっては、カーボンフットプリント等の算定及び表示に係る国内外のガイドライン、業界ルール等や取組動向に留意しつつ、消費者による温室効果ガスの排出削減等に資する製品等の積極的な選択に資するよう、正確かつ適切な情報の把握及び提供に努めること。

②　事業者は、日常生活用製品等の製造等に当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量が少なくなるよう、カーボン・オフセット（自らの温室効果ガスの排出の量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減量・吸収量を購入すること等によりその排出量の全部又は一部を埋め合わせる活動をいう。以下同じ。）や、環境配慮行動へのポイント制度（温室効果ガスの排出削減等に資する製品又は役務の利用に基づき経済的価値を有する点数が消費者に付与され、当該点数が製品等と交換できる仕組みをいう。）等を活用することが望ましい。

⑵　日常生活用製品等の温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供等

①　事業者は、日常生活用製品等について、当該日常生活用製品等の環境性能等及びその認証等を表示する標章や、カーボン・フットプリント制度等の「見える化」の活用により、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量及び排出の量の削減効果、温室効果ガスの排出の量の少ない利用方法等について、当該日常生活用製品等への貼付、陳列棚やレシートにおける表示、インターネット等を通じた情報の提供を行うよう努めること。